

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成24年6月22日(金) 午後2時00分から午後4時15分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(23名)

1番	佐久間 信 吉 委員	2番	伊 藤 幸 夫 委員
3番	平 山 静 男 委員	4番	佐 瀬 義 紀 委員
5番	鈴 木 幸 一 委員	7番	高 橋 正 弘 委員
8番	伊 藤 秀 雄 委員	9番	加 瀬 浩 市 委員
10番	二 村 正 美 委員	11番	大 関 明 委員
13番	勝 股 廣 地 委員	14番	菱 木 信 治 委員
15番	林 豊 委員	16番	菅 谷 守 夫 委員
17番	宇 井 憲 司 委員	19番	渡 邊 淳 委員
20番	大 木 一 夫 委員	21番	大 木 傳一郎 委員
22番	熊 切 清 委員	23番	増 田 正 義 委員
24番	佐久間 孝 雄 委員	25番	鎌 形 敏 史 委員
26番	佐 藤 郁 太郎 委員		

4 欠席委員(1名)

6番 藤井 嘉徳 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 9件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 10件

議案第3号 平成24年度第2次農用地利用集積計画について (別冊)

議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者

(農業委員会事務局)

事務局長 寺 本 朗 男 主査 大 木 恒 一

主査補 飯 田 裕 幸

(匝瑳市産業振興課)

主査 飯 島 正 弘 主査補 岩 瀬 哲

7 会議の概要

- 事務局 ただ今から平成24年度6月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、熊切会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 熊切会長 委員の皆さん、本日は誠にご苦労様です。
委員各位におかれましては、ご多忙にもかかわらずご参集いただき、ちゅう心より感謝申し上げます。
- 事務局 本日、出席委員は24名中23名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は熊切会長にお願いします。
- 議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にてご異議ございませんか。
- （「異議なし。」の声あり）
- 議長 ご異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、1番 佐久間信吉委員、2番伊藤幸夫委員を指名いたします。
以上で日程第1を終わります。
- 議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いします。
- 事務局 今月の農地法第3条の許可申請は、9件でございます。
議案第2号、番号2番から7番は所有権移転に関する件、番号1番、8番、9番は賃借権の設定に関する件であります。
- 【議案第1号、番号1番から9番を議案書をもとに朗読】
番号1番から9番は、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の説明を終わります。

- 議 長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。
- 10番 番号1番について、後継者も意欲的に営農もしており問題ないと思われます。
- 20番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、規模拡大のためでするので問題ないと思われます。
- 7番 番号3番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大のためでするので、問題ないと思われます。
- 25番 番号4番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大のためでするので、問題ないと思われます。
番号5番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大のためでするので、問題ないと思われます。
番号6番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 21番 番号7番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大のためでするので、問題ないと思われます。
番号8番について、後継者も意欲的に営農をしており問題ないと思われます。
- 2番 番号9番について、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおり、規模拡大のためでするので、問題ないと思われます。
- 議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
- (質問、意見なし)
- 議 長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。
- (「異議なし。」の声あり)
- 議 長 ご異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の

挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 番号1番の申請地は、専用住宅2棟及び事務所、車庫用地として、現況畑836㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号2番の申請地は、専用住宅用地として現況畑499㎡を祖母より借受け計画するものです。転用目的は問題ないと考えます。
番号3番の申請地は、専用住宅用地として現況畑、計475㎡を妻より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号4番の申請地は、隣接地に計画する住宅の道路用地として、現況畑208㎡借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号5番の申請地は、専用住宅用地として現況畑、計18.29㎡を譲受け計画するものです。
なお、本計画は隣接地を併せて利用し、計292.29㎡の敷地面積に専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号6番の申請地は、専用住宅用地として現況畑80㎡を譲受け計画するものです。
なお、本計画は隣接地を併せて利用し、計500㎡の敷地面積に専用住宅を計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号7番の申請地は、倉庫及び資材置場用地として現況畑、計1,151㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号8番の申請地は、倉庫用地として現況畑63㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号9番の申請地は、専用住宅用地として現況畑、計318.65㎡を父より借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。
番号10番の申請地は、現況田1,968㎡を父より借受け埋立て後、鶏舎用地として計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと

考えます。

- 議長 ただいまの事務局の説明に関して、地区担当委員からご報告をお願いします。
- 13番 番号1番については、譲受人は現在戸建て住宅に住んでいますが、義父母の介護を行うこととなり、現在の住宅では手狭であること。現在賃貸住宅に住んでいる子供夫婦に家族が増え現在の住宅では手狭となることから、3世代分の専用住宅を計画し、併せて譲受人が営んでいる事業の事務所、駐車場を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。
なお、譲受人が現在住んでいる住宅については、完成後売却する予定です。
- 10番 番号2番について、譲受人は、現在譲渡人と同居していますが手狭であり結婚を契機に専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。
番号3番について、譲受人は、現在次女の家族と集合住宅に住んでいますが、次女の家族の成長に伴い同居の必要がなくなったことから、新たに妻と長女が住んでいる宅地の隣接地に専用住宅を計画するものです。
なお、計画が完了後妻と長女が住んでいる住宅には長女が、新たに計画した住宅には夫婦で住む計画です。農地区分や転用目的に問題ありません。
- 25番 番号4番について、譲受人が計画する専用住宅の道路に計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。
番号5番について、譲受人は、現在集合住宅に住んでいますが、結婚を契機に専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。
番号6番について、譲受人は、昨年震災により被災したため、新たに専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。
- 20番 番号7番について、譲受人は、現在建設設備業を営んでいます。自宅兼事務所の隣接地に事業用の倉庫及び資材置場を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。
- 7番 番号8番について、譲受人所有の住宅の隣接地に、倉庫の建設を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。
番号9番について、譲受人は、現在両親と姉妹の家族と同居しています

が、手狭となったため専用住宅を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

4 番 番号10番について、譲受人が父から農地を借受け、鶏舎の建設を計画するもので、農地区分や転用目的に問題ありません。

議 長 事務局及び担当地区委員の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

21番 番号6番について、隣接地を併せて専用住宅を計画することとなっておりますが、隣接地について経過の説明をお願いします。

事務局 隣接地については、市内の不動産業者が平成23年5月に近隣住民の要望により貸し駐車場として農地転用許可を受けましたが、既に転用目的以外の用途に供され、かつ所有権も移転されています。今後、同不動産業者からの農地転用に関する事業計画につきましては、慎重な審査が必要であると思います。

議 長 その他、質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 諮りいたします。議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議 長 次に、議案第3号、「平成24年度第2次農用地利用集積計画について」

を議題といたします。なお、本議案には、勝股廣地委員が関係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採決します。最初に、所有権移転関係の4番について、事務局より説明をお願いします。勝股委員は退席をお願いします。

事務局 それでは、議案第3号の別冊議案書、所有権移転関係の4番をご覧ください。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ご異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第3号「平成24年度第2次農用地利用集積計画について」の所有権移転関係の4番について質疑を打ち切ることにご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 ご異議ないものと認め、採決に入ります。

所有権移転関係の4番について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。引き続き「平成24年度第2次農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

【議案書にもとづいて農用地利用集積計画(案)の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第3号「平成24年度第2次農用地利用集積計画について」の所有権移転関係の4番を除いて質疑を打ち切ることに
ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、採決に入ります。
議案第3号「平成24年度第2次農用地利用集積計画について」の所有権移転関係の4番を除いて、原案のとおり決することに賛成の委員の挙
手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見について」を
議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案第4号の別冊議案書をご覧ください。匝瑳市長より平成24年6月1
1日付けで農業振興地域整備計画変更に係る意見を求められています。

【議案書にもとづいて農業振興地域整備計画変更の内容を説明】

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ご異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る意見
について」質疑を打ち切ることに
ご異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 ご異議ないものと認め、議案第4号「農業振興地域整備計画変更に係る
意見について」採決に入ります。

議案第4号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議長 次に、報告事項について事務局より報告をお願いします。

事務局 農地法18条第6項の規定による通知について1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了しました。
次にその他でございますが、何かございますか。

(なしの声あり)

議長 ないようですので、来月の定例総会の日程並びに審査会の日程について、お諮りいたします。

来月の定例総会は、7月19日(木)、審査会については、7月17日(火)に開催したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議ないものと認めます。

本日、ご審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	9件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について	10件
議案第3号 平成24年度第2次農用地利用集積計画について	(別冊)
議案第4号 農業振興地域整備計画変更に係る意見について	(別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位のご協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成24年6月22日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。